

別添 1

事業報告書

(自 平成30年9月25日 至 平成31年3月31日)

1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人 房総メディカルアライアンス

(2) 事務所の所在地

千葉県館山市山本1155

(3) 医療連携推進区域

千葉県南房総市、館山市、鴨川市、安房郡鋸南町

(4) 一般社団法人設立年月日

平成30年9月25日

(5)-1 都道府県知事認定年月日

平成30年12月1日

(5)-2 設立登記年月日

平成31年1月7日

(6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
南房総市	1
社会福祉法人太陽会	1
合計	2

(7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事	亀田 信介	社会福法人太陽会 理事長
理事	石井 裕	南房総市 市長
同	鈴木 孝徳	南房総市立富山国保病院 病院長
同	福内 正義	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター 院長
監事	福原 孝雄	南房総市 監査委員
同	三亀 勝弘	社会福祉法人太陽会 監事

注：備考欄には、役員の略歴を記載すること。

(8) 従業員等の人数

従業員数	0人
受入出向者数	0人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考
野田 秀平	安房保健所
原 徹	安房医師会
川崎 慎一	南房総市議会
長谷川 孝夫	社会福祉法人太陽会評議員会
朝倉 和利	南房総市保健福祉行政部局
熊井 成和	館山市健康福祉行政部局
高梨 豊美	南房総市富山地区住民代表
林 吉雄	館山市館野地区住民代表

注：評議員については、備考欄に評議員の選任理由を記載すること。(医療法第70条の3第16号参照)

(10) 参加法人の概況

No.	法人の名称	施設又は事業所 (以下「施設等」 という。)の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1	南房総市	富山国保病院	千葉県南房総市 平久里中1410-1	病院事業
2	社会福祉法人 太陽会	安房地域 医療センター	千葉県鴨川市 大幡1222番地1	病院事業

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No.	施設の 名称	施設の 種類	許可 病床数	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1	富山国保病院	病院	51床	525,083	584,436	平成 30年度	713,557
2	安房地域 医療センター	病院	149床	5,278,721	5,255,805	平成 30年度	3,147,902

注1：介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注2：地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を

施設の名称の下に【 】書で記載する。

注3：当該地域医療連携推進法人自身が施設を開設することがある場合には、当該施設についても記載すること。

注4：参加法人が、当該施設の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況

(単位：千円)

No.	施設等の名称	施設等の種類	定員	事業収益	事業費用	会計年度	総資産
1			人				
2			人				
3			人				
4			人				

注1：当該地域医療連携推進法人自身が施設等を開設し、又は管理することがある場合には、当該施設等についても記載すること。

注2：参加法人が、当該施設等の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

## 2 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

- ・医療従事者派遣体制を構築した。
- ・医薬品・診療材料の統一化の準備と、一部実行した。
- ・地域包括ケアシステム構築のために、病床機能の変更の準備を進めた。

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業

なし。

(3) その他の事業

なし。

(4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況

今年度は、現時点において地域医療連携推進評議会の開催なし。

(5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

平成30年12月14日 定款の変更

令和元年5月27日 平成30年度決算の決定

令和元年度予算・事業計画の決定

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
なし。

(7) その他  
なし。

※本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連携推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

- (1) 医療連携推進方針
- (2) 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (3) 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類  
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類
- (4) 表明・確約書（新たに入社した者に限る。）

## 医療連携推進方針

### 1 医療連携推進区域

千葉県南房総市、館山市、鴨川市、安房郡鋸南町

### 2 参加法人

(1)南房総市 富山国保病院

(2)社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター

### 3 理念・運営方針

#### (理念)

既に高齢化の進んでいる安房地域において、急性期医療、リハビリテーション、介護、在宅等に途切れのない地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域の基幹病院の連携モデルを目指すことにより、千葉県地域医療構想の実現に寄与する。

#### (運営方針)

- ・持続可能な医療提供体制の構築
- ・安定的経営の追求
- ・医療資源の適正配分
- ・将来を見据えた医療ニーズへの対応
- ・医療サービスの質向上

### 4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

#### ・医療介護従事者の派遣体制の整備

法人グループ内において医療介護従事者の確保が困難な事業所に対して、相互間で必要な人員を派遣する体制を構築することにより、地域住民に対して安定的で効率的なサービスの提供を継続する。

#### ・医療介護従事者の資質向上に関する共同研修

共同での研修会や勉強会を開催し、良好な事業所間ネットワークを構築することにより、医療や介護の地域連携を強化する。また、教育体制を充実させることにより、地域住民に対して提供するサービスの質向上と均一化を図る。

- ・医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入  
医薬品や医療機器、診療材料等の購入に際して、法人グループ内のスケールメリットを活かした価格の共同交渉・購入の仕組みを構築することにより、経費を削減し経営効率を向上させる。
- ・地域包括ケアシステム構築のための機能分担や病床調整  
法人グループ内における役割分担を明確にし、機能の集約化、人材の適正配置、病床機能の転換、法人グループ内の病床の調整を図ることにより、入院から在宅まで途切れのない医療体制を構築する。ひいては医療連携推進区域の将来のニーズへの対応と、千葉県地域医療構想の実現に繋げる。
- ・医療資源の有効活用  
高額医療機器などを法人グループ内で共同利用できる仕組みを構築し、重複した機能への投資を抑制する。
- ・連携業務における効率化  
ICTを活用して、電子カルテ・会計システム・患者情報等を共有化し、効率的な医療連携推進業務を推進することにより、地域住民に対してきめ細やかなサービスを提供する。また、経済的・精神的負担の軽減に繋げる。

#### 5 介護事業その他地域包括ケアシステムの推進に資する事業に関する事項

- ・医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取り組みを支援する。
- ・法人グループ内医療機関及び介護施設等が連携し、患者ニーズに合った継続的サービスを提供する。

医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業比率50%超）（第1号）

事業比率の見込み	50%
----------	-----

純資産増減計算内訳表	
① 医療連携推進業務会計の経常費用計	
② その他業務会計の経常費用計	
③ 法人会計の経常費用計	
事業比率 = ① / (①+②+③)	

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること（第2号）

（経理的基礎）

・財務基盤の明確化について

医療連携推進業務として行う事業内容は、地域の医療・福祉関係者に対する研修が主であることから、支出は印刷代や会議室の借上げ、光熱水費など事務的な経費が主となる。

一方、その財源としては、参加者からの実費負担も考慮するところであるが、支出が事務費であり多額にならないことから、当面は地域医療連携推進法人の参加団体の会費から充当していきたいと考えている。

医療連携推進業務については、地域医療連携推進法人の理事会や地域評議員会で、事業計画（内容）と併せて、予算及び決算状況を協議してもらうことにより、その妥当性を確保したいと考えている。

・経理処理・財産管理の適正性について

財務基盤の明確化においても記載したとおり、予算や決算状況を理事会や評議員会で協議し、内容の妥当性を確保する。なお、決算においては、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書や附属明細書により、協議することとなる。

今後、事業展開が多角化し、法人保有の資産の増加等を踏まえ、財務規程や決算を補助する固定資産等の台帳等の整備を進めたい。

（技術的能力）

・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

地方公共団体が運営する富山国保病院と福祉施設も運営する太陽会や系列団体の職員の活用、さらに、それぞれの団体が持つネットワークを活かし、各事業に適切な人材を招致し、地域の医療や福祉に有効な事業を提供していきたい。

### 3 社員等に対し特別の利益を与えないこと（第3号）

区 分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
金銭の貸付け		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
資産の譲渡		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
給与の支給		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
その他財産の運用及び事業の運営		有 ・ <input type="checkbox"/> 無

#### （経理等に関する明細表）

##### ① 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	当該一般社団法人との関係	給与の支給の有無
亀田信介	運営全般	2018年9月25日	非常勤	代表理事	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
石井 裕	運営全般	2018年9月25日	非常勤	理事	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
鈴木孝徳	運営全般	2018年9月25日	非常勤	理事	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
福内正義	運営全般	2018年9月25日	非常勤	理事	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
福原孝雄	運営全般	2018年9月25日	非常勤	監事	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
三亀勝弘	運営全般	2018年9月25日	非常勤	監事	有 ・ <input type="checkbox"/> 無



#### 4 参加法人の構成等（第8号、第11号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人	南房総市	富山国保病院	① 1
	社会福祉法人 太陽会	安房地域医療センター	② 1
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総議決権数（①～⑥の合計）			⑦ 2
参加法人の議決権の構成割合（第8号）	$(①+②) > (③+④)$		
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$		

#### 5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと（第13号口）

	総数 ①	最も人数の多い親族等のグループの人数②	親族等の割合 ②/①
理事	4人	1人	16.6%
監事	2人		

医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

区 分	事実の有無								
<p>① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無</p> <table border="1" data-bbox="352 680 1209 1377"> <tr> <td data-bbox="352 680 1209 891"> <p>イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> </td> <td data-bbox="1209 680 1460 891">有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 891 1209 1088"> <p>ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> </td> <td data-bbox="1209 891 1460 1088">有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1088 1209 1218"> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> </td> <td data-bbox="1209 1088 1460 1218">有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1218 1209 1377"> <p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> </td> <td data-bbox="1209 1218 1460 1377">有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table>	<p>イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無	<p>ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無	<p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無	<p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無	
<p>イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無								
<p>ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無								
<p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無								
<p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無								
<p>② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無								
<p>③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p>	有・ <input type="checkbox"/> 無								

様式第四号

地域医療連携推進法人名： 地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

所在地： 千葉県館山市山本1155

## 財産目録

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	事業未収金	南房総市、社会福祉法人太陽会	設立費及び運営費	700,000
流動資産合計				700,000
(固定資産)	該当なし			
固定資産合計				0
資産合計				700,000
(流動負債)	未払金	社会福祉法人太陽会	設立・登記変更費用	159,980
流動負債合計				159,980
(固定負債)	該当なし			
固定負債合計				0
負債合計				159,980
純資産				540,020
うち医療連携推進目的取得財産残額				0

様式第一号

地域医療連携推進法人名： 地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

所在地： 千葉県館山市山本1155

## 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産		1.流動負債	
事業未収金	700,000	未払金	159,980
流動資産合計	700,000	流動負債合計	159,980
2.固定資産		2.固定負債	
固定資産合計	0	固定負債合計	0
		負債合計	159,980
		III 純資産の部	
		1.基金	0
		2.積立金	540,020
		繰越利益積立金	540,020
		純資産合計	540,020
資産合計	700,000	負債及び純資産合計	700,000

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1.消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2.参加法人ごとの取引の内容

(単位:円)

法人名	経常収益	経常費用	金銭債権	金銭債務
南房総市	受取会費 350,000		事業未収金 350,000	
社会福祉法人 太陽会	受取会費 350,000		事業未収金 350,000	
		消耗品費 13,980		未払金 159,980
		租税公課 93,300		
		雑費 52,700		

### 3.その他地域医療連携推進法人の財政状態及び損益の状況を明らかにするために必要な事項 該当なし

様式第二号

地域医療連携推進法人名： 地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

所在地： 千葉県館山市山本1155

## 損益計算書

(平成30年9月25日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
1.経常損益の部		
(1)経常収益		
受取会費	700,000	
経常収益計	700,000	700,000
(2)経常費用		
事業費		
管理費		
消耗品費	13,980	
租税公課	93,300	
雑費	52,700	
経常費用計	159,980	159,980
経常利益	540,020	540,020
2.特別損益の部		
(1)特別利益		
固定資産売却益	0	
特別利益計	0	0
(2)特別損失		
固定資産売却損	0	
特別損失計	0	0
税引前当期純利益	540,020	540,020
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期純利益	540,020	540,020

別添2

法人名 地域医療連携推進法人 房総メディカルアライアンス

所在地 千葉県館山市山本 1155

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者との取引の実績なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者との取引の実績なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

様式第三号

地域医療連携推進法人名： 地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

所在地： 千葉県館山市山本1155

## 純資産変動計算書

(自平成30年9月25日 至平成31年3月31日)

(単位:円)

	基金	積立金		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	
平成30年9月25日 残高	0	0	0	0
会計年度中の変動額	0	540,020	540,020	540,020
当期純利益	0	540,020	540,020	540,020
会計年度中の変動額合計	0	540,020	540,020	540,020
平成31年3月31日 残高	0	540,020	540,020	540,020



様式第七号

地域医療連携推進法人名： 地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

所在地： 千葉県館山市山本1155

### 純資産増減計算内訳表

(平成30年9月25日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	医療連携推進業務会計		その他業務会計		法人会計	合計
	共通	小計	共通	小計		
1.経常損益の部						
(1)経常収益						
受取会費					700,000	700,000
経常収益計					700,000	700,000
(2)経常費用						
事業費						
管理費						
消耗品費					13,980	13,980
租税公課					93,300	93,300
雑費					52,700	52,700
経常費用計					159,980	159,980
経常利益					540,020	540,020
2.特別損益の部						
(1)特別利益						
固定資産売却益						
特別利益計					0	0
(2)特別損失						
固定資産売却損						
特別損失計					0	0
税引前当期純利益					540,020	540,020
法人税、住民税及び事業税					0	0
当期純利益					540,020	540,020
基金増減額					0	0
期首純資産残高					0	0
期末純資産残高					540,020	540,020

別添 3

法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書

(平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の実績なし。

1. 法人の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
事業概要	

2. 支援の種類

資金の貸付

債務の保証

基金を引受ける者の募集

3. 支援の年月日

平成 年 月 日

4. 支援の目的

.....

5. 支援の金額

〇〇〇円

6. 貸付利率

〇%

※支援に関する契約書を添付すること。

別添 4

法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書

(平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の実績なし。

1. 出資を受ける事業者の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
設立目的	

2. 組織人員

役員	理事又は取締役	監事・監査役	計
常勤	名	名	名
非常勤	名	名	名
計	名	名	名

職員	計
正規職員	名
臨時職員	名
パート職員等	名
計	名

### 3. 主な事業

医療連携推進区域：〇〇〇
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)

### 4. 事業実績（概要）

①.....
②.....
③.....

### 5. 配当の時期

※出資を受ける事業者の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

## 監 事 監 査 報 告 書

地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス  
代表理事 亀田 信介 殿

私たちは、地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンスの平成30会計年度（平成30年9月25日から平成31年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和元年5月27日

地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

監事 三亀 勝弘 印

福原 孝雄 印

## 独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 23 日

地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンス

理事会 御中

小瀧珠子公認会計士事務所

公認会計士

小龍 珠子



私は、医療法第 70 条の 14 において読み替えて準用する同法第 51 条第 5 項の規定に基づき、地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンスの平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 1 会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

### 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、平成 29 年厚生労働省令第 19 号(平成 29 年 3 月 21 日)において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私は、上記の地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンスの計算書類が、すべての重要な点において平成 29 年厚生労働省令第 19 号(平成 29 年 3 月 21 日)において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 利害関係

地域医療連携推進法人房総メディカルアライアンスと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上